一　保安林の所在場所　鹿児島県伊佐市大口曽木字荻原二四九六の二、二五〇二の七、二五〇四
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び伊佐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千六百十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十一月十三日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　鹿児島県志布志市志布志町内之倉字新地七二二八の二、七二二八の三、七二二九の一、七二二九の二
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千六百十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十一月十三日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　山梨県南アルプス市中野字城山三一二一の一・上市之瀬字中尾山一七六〇(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
(「次の図」は省略し、その図面を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千六百十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十一月十三日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県甘楽郡下仁田町大字西野牧字毛地一四五五〇の一・字猫分一四五八九の一・一四五九五の一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び下仁田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千六百十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十一月十三日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道勇払郡むかわ町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
二　(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(二)　解除の理由　指定理由の消滅
(三)　解除に係る保安林の所在場所　北海道利尻郡利尻富士町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
(一)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(二)　解除の理由　指定理由の消滅
(三)　解除に係る保安林の所在場所　北海道苫小牧市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
(一)　保安林として指定された目的　風害の防備
(二)　解除の理由　指定理由の消滅
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁並びに苫小牧市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○国土交通省告示第千八十四号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月十三日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
東北横断自動車道酒田線	酒田市保岡字家際四三番一二から同市保岡字家際四三番九まで	平成二十六年十一月十四日六時

○国土交通省告示第千八十五号

航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示(昭和五十二年運輸省告示第六百七号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

第一項の表函館ＶＯＲの項中「平成25年９月19日から平成26年11月12日まで供用休止」を「平成26年11月13日から供用再開」に改め、同表中野ＶＯＲの項を削る。

第三項の表紋別ＩＬＳの項中「平成26年８月21日から平成26年11月12日まで供用休止」を「平成26年11月13日から供用再開」に改め、同表新潟ＩＬＳの項中「280°」を「281°」に改める。

第四項の表函館ＤＭＥの項中「平成25年９月19日から平成26年11月12日まで供用休止」を「平成26年11月13日から供用再開」に改め、同表中野ＤＭＥの項を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第三項の表新潟ＩＬＳの項の改正規定は、平成二十六年十二月十一日から施行する。

○国土交通省告示第千八十六号

新千歳空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　新千歳空港照明施設
三　航空灯火の位置及び所在地　新千歳空港内及びその周辺　北海道千歳市
四　変更した事項(変更前の事項については、平成八年運輸省告示第百九号及び平成二十六年国土交通省告示第七百号を参照。)

イ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項(1)　飛行場に係る灯火の表風向灯の項配置等の欄中「北東約千四百六十メートル」を「北約千五百十メートル」に、「南東約千五百二十メートル」を「南南東約千五百三十メートル」に変更した。

ロ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項(2)　滑走路Ａに係る灯火の表過走帯灯の項の次に次のように追加した。

離陸待機警告灯	発光ダイオード、航空赤の不動光	二千四百カンデラ	滑走路Ａへの出入経路と滑走路中心線との接続点上の離陸しようとする航空機から最も見やすい位置から滑走路終端の側に四百五十メートルまでの間に、各灯火の間隔約三十メートル